

令和4年6月13日

思誠小学校愛児会
会長 上田 浩一

プール監視料及び管理費一部負担金および
プール保険加入金の集金について

標記のことに、５月１３日（金）の思誠小学校プール運営委員会において、本年度も夏休み中はプール監視員をお願いして、監視に当たっていただくことになりました。（７月２０日～８月２０日の間【土・日・祝日・７/２７・８/１０～１５を除く】の指定された１８日間）

つきましては、夏休み中にプール使用を希望する児童については、プール監視料及び管理費一部負担金として従来と同額の500円を集金させていただきますので、ご了承のうえご協力くださいますようお願いいたします。申し込まれる方は、500円を添えて6月24日（金）までに下の申込書を担任にご提出ください。締め切り厳守をお願いいたします。尚、新見認定こども園の園児は5歳児のみの利用で保護者同伴となっております。

☆夏休み中に思誠小のプールで泳ぐ児童

集 金 額 児 童 1 人 あ た り 5 0 0 円

内 訳 プール監視料及び管理費一部負担金（２７８円）
 プール保険料（２２２円）

※児童1名につき、1枚提出してください。また、利用しない場合も必ず提出してください。

※プール利用の申し込みをしていない児童は、夏休み中午後のプールは利用できません。

..... き . り . と . り . せ . ん

切 6 月 2 4 日 (金)

夏休み中のプール利用申し込み

[illegible]

どちらかに○印をお願い致します。

- 1 夏休み中、思誠小のプールを利用しません。
- 2 夏休み中、思誠小のプールを利用するので、プール監視料及び管理費一部負担金とプール保険料 500 円を添えて申し込みます。

保護者氏名 () TEL ()

(資料) プール保険について

- 1 補償する事故
- 夏休み期間中（7／20～8／20の指定した18日間）思誠小学校のプール開放期間中において、不慮の事故により児童生徒が傷害を被った場合
- ※事故例 ①プールでおぼれる
②プールサイドで転ぶ
③排水口に吸い込まれ水死
④プールで泳いでいる時のケガなど
- 2 支払いただける保険金の種類
- ①死亡保険金
ケガのために事故の日から180日以内にその傷害がもとで死亡された場合、保険金額の全額（800万円）
- ②後遺障害保険金
ケガのために事故の日から180日以内にその傷害がもとで後遺障害が生じた場合、その程度に応じて規定されている保険金額の一定割合（24～800万円）
- ③入院保険金
事故の日から、180日以内のその傷害による入院（入院に準じた状態を含みます）の日数に対して、定められた入院保険金 日額（3,000円）
- ④通院保険金
事故の日からその傷害による通院（往診を含みます）の日数に対し、90日を限度として定められた通院保険金 日額（2,000円）

3	暫定保険料	2	2	2	円
---	-------	---	---	---	---

$$\begin{array}{rcll} \text{1名1日当り} & & \text{見込み平均} & \\ \text{保険料} & & \text{利用日数} & \\ 37 \text{ 円} & \times & 6 \text{ 日} & = 222 \text{ 円} \end{array}$$

◎ 確定保険料（37円×期間中確定利用者総数）と暫定保険料の差額についてはプール終了後精算し、愛児会会計で調整いたします。

調整とは

- 剰余金については愛児会会計に繰り入れます。
- 不足金については愛児会会計から充当します。

ということです。

以上の点につきましてご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。